

静岡県告示第98号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和元年6月25日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノール-1-アミン及びその塩類 (通称名 3-MeO-PCP)	令和元年6月23日
1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称名 CUMYL-B7AICA)	令和元年6月23日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。